

平成26年7月30日
一部改正 令和 8年3月 4日

佐賀大学との取引に関する留意事項

本学との取引に関しては、下記の事項に留意してください。不適切な取引とならないよう、御理解・御協力をお願いいたします。

①規程等の遵守について

本学との取引に当たっては、国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程及び同細則並びに同細則別記の物品供給契約基準、役務請負契約基準、製造請負契約基準及び工事請負契約基準を遵守していただきます。

②発注について

発注は、原則として契約担当部署の職員が行います。ただし、1契約50万円未満の消耗品については、教職員による発注を認めています。

教職員から直接発注を受ける場合は、1契約50万円以上の発注、また、意図的に1契約を複数契約に分割するような発注を受けないでください。このような発注は認めておりませんので、速やかに契約担当部署に相談願います。

③納品検収について（宅配便等の直接納品を除く）

納品検収は、原則、契約担当部署の検収担当職員が行います。

納品の際は、検収担当職員に納品物の確認を受け、納品書に検収印を受領してください。その後、納品場所（研究室等）に納品し、当該納品書に発注者等（学生は不可）のサインを貰ってください。

④契約について

発注に係る契約は契約担当部署で行います。教職員の直接発注においても同様です。

⑤見積書等の日付について

見積書、納品書及び請求書など、本学に提出する書類には、必ず日付を御記入ください。また、手書きの日付は不正を疑われますので、可能な限り印字してください。

⑥取引停止について

次の行為などがあった場合、本学の規定により一定期間の取引停止措置となります。

- ・贈賄、独占禁止法違反、談合
- ・契約辞退、契約不履行、契約違反、不正又は不誠実な行為
- ・預け金（架空納品等）
- ・虚偽の書類提出（品名替え等）

本学教職員から不正又は不適切と思われる取引の要請等があった場合は、必ず契約担当部署に御相談ください。教職員からの要請により、不正又は不適切な取引に関与した者は厳正に対処します。

（裏面に続く）

⑦不正取引等の通報について

不正又は不適切な取引の情報がある場合は、通報窓口に通報してください。

《通報窓口（学内）》

総務部総務課係長（総務主担当）

郵 送：〒840-8502 佐賀市本庄町1番地

電 話：0952-28-8113

F A X：0952-28-8118

メール：koueki★mail.admin.saga-u.ac.jp

※件名に「佐賀大学公益通報」と記載してください。また、メールをご使用の際は「★」を@に置き換えて送信してください。

《通報窓口（学外）》

牟田法律事務所 弁護士 田代 英毅

郵 送：〒840-0833 佐賀市中の小路7番21号 牟田法律事務所

電 話：0952-22-4489

F A X：0952-27-7080

メール：tashiro.hideki★gmail.com

※件名に「佐賀大学公益通報」と記載してください。また、メールをご使用の際は「★」を@に置き換えて送信してください。

受付

8：30～17：15

（土曜日、日曜日、祝日及び12/29～1/3、その他本法人が指定する休業日を除く。）

本学は「研究費の不正使用防止に向けた佐賀大学の取組みについて」をホームページに公表しています。

リンク先：<https://www.saga-u.ac.jp/kokusai/index.html>

⑧監査等に伴う書類提出等について

会計検査院の会計実地検査、国税局（税務署）による現地調査、外部資金等の委託先による経理調査、監査法人による監査及び本学の内部監査等に伴い、本学との取引データ（売上台帳など）の提出や取引に関するアンケートを依頼することがありますので、その際はご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

⑨その他

佐賀大学の規程等については、本学ホームページに公表しています。適宜、ご確認ください。

リンク先：<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/>

【本件の問い合わせ先】

〒840-8502 佐賀市本庄町1

国立大学法人佐賀大学財務部経理調達課

TEL 0952-28-8196